様式第１号（第３条関係）

会 議 録

会議の名称	第１回 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設 建設検討委員会	
開催日時	令和３年 ８ 月 19 日(木) 午前 9時 30 分 ～ 10 時 25 分	
開催場所	和光市役所 502 会議室	
出席者委員	荒井喜久雄委員長（本委員会にて互選）、酒井辰夫副委員長（本委員会にて互選）、宮脇健太郎委員、小池貴訓委員、大島秀彦委員、清水豊委員、伊藤英雄委員、松尾哲委員、田中誠委員、内山直人委員、大村相哲委員、志村浩明委員（12名）	
欠席者委員	伊藤妙子委員、神田直人委員、及川輝彦委員（3名）	
事務局職員	奥山事務局長、福島施設課長、鈴木主幹兼課長補佐、高野専門員兼係長、芝垣主任 【事務局補助（（株）エイト日本技術開発）】島宗氏、宮内氏、小梶氏、本田氏	
参考人等	―	
会議内容	・事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要 ・委員会スケジュールについて ・その他	
会議資料	資料1 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員名簿 資料2 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例 資料3 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会公開要領（案） 資料4 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議録の作成及び公開に関する要領（案） 資料5 事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要 資料6 ごみ広域処理施設建設検討委員会スケジュールについて（案） 資料7 ごみ処理広域化基本構想	
会議録の作成方針	会議録の作成	電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	会議録の確認方法	会議の議長による確認
その他の必要事項	傍聴人 3名	

発言内容

1. 開会

事務局　皆さま、おはようございます。
定刻になりましたので、ただいまより、第 1 回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催いたします。
本日の司会を務めさせていただきます施設課の福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
はじめに、事前配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。すみませんが、着座にて失礼いたします。
次第を見まして、
資料1に第 1 回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会の委員名簿 A4 の紙一枚、
資料2に第 1 回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例 A4 の紙一枚になります。
資料3としまして、第 1 回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会公開要領(案)A4 の紙 3 枚、
資料4で、第 1 回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議録の作成及び公開に関する要領(案)A4 の紙 2 枚になります。
資料5としまして、朝霞和光資源循環組合事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要カラー刷りの A3 横のものです。
資料6で、ごみ広域処理施設建設検討委員会スケジュールについて(案)A4 の紙一枚、
資料7で、こちらの冊子、ごみ広域化基本構想です。
以上が資料になります。不足はないでしょうか。
(各委員の資料について、不足なしを確認)

事務局　また、本日の会議に際しまして、事前に朝霞市副市長の神田様と、組合議会議員の伊藤様、市民公募選出の及川様から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

2. 委嘱状交付

事務局　それでは、次第の「2 委員の委嘱」を執り行いたいと存じます。
時間の関係もございますので、市民公募で選出されました内山様にお願いできればと思います。
それでは、内山様は前の方へお願いいたします。

柴﨑管理者　委嘱状、内山直人様
朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員を委

	嘱します。 任期は委嘱の日から朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第2条に掲げる事務が終了するまでとします。 令和3年8月19日、朝霞和光資源循環組合管理者、柴﨑光子。 （柴﨑管理者より内山様に委嘱状を交付）
事務局	ありがとうございました。委員の皆さまには、あらかじめ委嘱状を席にお配りしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。
3. あいさつ	
事務局	次に、会議の開催に当たりまして、朝霞和光資源循環組合の柴﨑管理者より一言ご挨拶を申し上げます。
柴﨑管理者	おはようございます。朝霞和光資源循環組合の管理者柴﨑と申します。本日は朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 また、常にごみ処理広域化事業に関しまして、ご理解とご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。 さて、朝霞市と和光市のごみ焼却処理施設は、いずれも建築後 25 年以上が経過し、老朽化による管理コストの増加や安定的なごみ処理体制が課題となっております。 そのため、朝霞市と和光市ではごみ処理施設を共同で和光市内に建設することで合意し、これまで協議を重ねて参りました。去る令和 2 年10月 1 日には事業主体となる朝霞和光資源循環組合を設立し、事業の具体化に向けて一歩を踏み出したところでございます。 本委員会では、ごみ広域処理施設の整備方針等について、ご審議をいただく予定でございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上、簡単ではございますが私の挨拶とさせて頂きます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、第１回の検討委員会ということで、委員長・副委員長が選出されておりませんので、柴﨑管理者を仮議長とし、委員長・副委員長が選出されますまでの間、議事の進行をお願いしたいと存じます。 柴﨑管理者、どうぞよろしくお願いいたします。
柴﨑管理者	それでは、委員長が選出されるまでの間の仮議長ということで、務めさせていただきます。
4. 自己紹介	
柴﨑管理者	次第の「4 自己紹介」に移ります。

	まず、15 名の委員の皆さまへの委嘱状の授与が終わりましたので、自己紹介をお願いしたいと存じます。 名簿順に荒井様からお願いいたします。
荒井委員	皆様、おはようございます。世の中はコロナで大騒ぎになっていますが、私は全国都市清掃会議という全国の市町村が会議する清掃事業についての調査・研究・普及等をやっている所の者で公益社団法人ということになっております。 実は、私事ですが板橋区に住んでいまして、朝霞市さんと和光市さんは隣町のように親しみがあります。ぜひ、皆様と共に考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
宮脇委員	明星大学の宮脇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。通常時は学生の指導で大学の教員でございます。研究分野は廃棄物全般なのですが、特に清掃関係でごみの処理に関することを主にやっております。微力ではございますが、こちらの団体で審査できる施設について選定や方針決定について、ご協力させて頂きたいと思います。
酒井委員	埼玉県西部環境管理事務所長の酒井と申します。よろしくお願いします。私は若い頃に埼玉県のごみ処理広域化計画を策定する担当をしておりまして、現在の広域化計画も私が作ったものでもあります。 また、秩父広域の組合さんにも出向を 2 年間しておりまして、実際のごみ処理も担当しておりました。 朝霞和光さんは都市化をしている町だと思いますけど、秩父は逆に山村なので、ごみの収集 1 件行くのに 1 時間かかるような所もあります。それぞれにごみの処理方法があります。長い時間をかけて市民の方々が作り上げてきたごみ処理方法なので、そういったものを尊重して地域に根づいた施設ができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
小池委員	皆様おはようございます。朝霞和光資源循環組合議会議員として、本日からこちらに出席させていただきます朝霞市議会議員の小池と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
大島副市長	和光市の副市長を務めています大島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
清水委員	朝霞市の市民環境部長の清水と申します。よろしくお願いいたします。
伊藤委員	和光市役所のごみ処理を所管しています市民環境部の部長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
松尾委員	おはようございます。朝霞市自治会連合会会長の松尾哲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
田中委員	和光市自治会連合会の理事の田中です。よろしくお願いします。

内山委員　　朝霞市の市民公募で選ばれました内山と申します。私は元警察官で施設建設には経験ございませんが、よろしくお願いいたします。

大村委員　　おはようございます。朝霞市内の家庭ごみの収集ですとか、朝霞市と和光市の学校給食の生ごみを堆肥化しています大村商事の大村と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

志村委員　　朝霞地区四市廃棄物処理協会、この協会は朝霞地区四市内の行政回収の受託をさせていただいている業者の団体です。私自身和光市でお世話になっています勤労衛生の志村と申します。

私自身、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有していますが、今回はこちらの委員にさせていただいた部分に関しては処理施設における搬入搬出、排出の方で意見を中心に話させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

柴﨑管理者　　ありがとうございました。次に事務局からお願いいたします。

事務局　　朝霞和光資源循環組合の事務局長の奥山と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　　施設課長の福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　施設課主幹兼課長補佐の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　　施設課専門員兼係長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　　施設課主任の芝垣と申します。よろしくお願いいたします。

事務局補助　　組合より委託を受けまして当委員会を支援させていただきますエイト日本技術開発の島宗でございます。よろしくお願いいたします。

事務局補助　　同じく宮内と申します。よろしくお願いいたします。

事務局補助　　同じく小梶と申します。よろしくお願いいたします。

事務局補助　　同じく本田と申します。よろしくお願いいたします。

柴﨑管理者　　ありがとうございました。自己紹介は以上でございます。

皆様よろしくお願いいたします。

5. 委員会の設置条例について

柴﨑管理者　　続きまして、次第の「5 委員会の設置条例について」事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、資料２の朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例をご覧ください。

資料 ２ の朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例は令和 3 年 2 月 20 日、令和 3 年第 1 回朝霞和光資源循環組合定例会で提案し可決されたものです。

第１条（設置）については、新たに建設する可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の整備に関し調査研究及び検討を行うため、地方自治法の規定によりを設置するものとしています。

第２条(所掌事務)については、管理者の諮問に応じ、ごみ処理施設の整備方針等について必要な検討を行い、その結果を管理者に答申するものとしています。後ほど議題の中で管理者より諮問状を委員長へお渡しします。

第３条(組織)については、委員会は、委員 15 人以内と定めています。委員の構成については資料 1 委員名簿のとおりとしておりますので、ご確認ください。

第 4 条(任期)については、本日から第 2 条に掲げる事務が終了するまでの間とします。

第５条(委員長及び副委員長)については、各１人、委員の互選によってこれを定めることとしています。次の次第６で委員長、副委員長の互選をお願いします。

第 6 条(会議)については、委員の過半数が出席とし、議事は、出席委員の過半数で決することなどを定めています。なお、本日は15名中12名が出席しており、会議の定数を満たしたことになります。

第 7 条(庶務)については、朝霞和光資源循環組合施設課で処理します。

第 8 条委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

後ほど、会議の公開と会議録について協議をお願いしたいと考えております。朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例については以上です。

6. 委員長、副委員長の選出について

柴﨑管理者　次に、次第の「6 委員長、副委員長の選出について」に移ります。

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第 5 条により、委員の互選により定めることとしております。

まず、委員長の選出につきまして、委員の皆さまから何かございますか。

清水委員　朝霞市の市民環境部の清水です。委員長には是非、全国都市清掃会議の荒井委員にお願いしたいと思います。理由といたしましては、朝霞市の廃棄物の減量等の審議会をやっていますが、その中でも全国都市清掃会議の総務部長に入っていただきまして、会議自体が非常に清掃行政に関係が深いというのもあります。

その中でも荒井委員に関しては、今までに豊かな焼却処理施設の建設事業に関わったご経験をお持ちの方なので、是非、荒井委員にお願いしたいと思います。

柴﨑管理者　荒井委員を推薦するご意見をいただきました。荒井委員に委員長をお

	願いするということで、御異議ございませんか。 （各委員より「異議なし」とあり）
柴﨑管理者	御異議はないようですので、当委員会の委員長は荒井委員にお願いしたいと存じます。荒井委員、お引き受けいただけますでしょうか。
荒井委員	お受けいたします。
柴﨑管理者	ありがとうございます。 それでは、委員長は荒井委員に決定いたしました。 次に、副委員長の選出に移ります。 副委員長の選出につきまして、委員の皆さまから何かございますか。
伊藤委員	はい、副委員長に埼玉県環境部西部環境管理事務所長の酒井委員を推薦したいと思います。理由といたしましては、酒井委員におかれましては、先ほどの自己紹介の中でもありましたように、環境行政の広域化計画をお作りになった経験や実際のごみ処理にも携わっていたことに加えて、西部環境管理事務所長として公害防止の基準等を検討していく中で、環境の専門家として適任であると考えられ、推薦させていただきたいと思います。
柴﨑管理者	酒井委員を推薦するご意見をいただきました。酒井委員に副委員長をお願いするということで、御異議ございませんか。 （各委員より「異議なし」とあり）
柴﨑管理者	御異議はないようですので、副委員長は酒井委員にお願いしたいと存じます。酒井委員、お引き受けいただけますでしょうか。
酒井委員	分かりました。お引き受けします。
柴﨑管理者	ありがとうございます。 それでは、副委員長は酒井委員に決定いたしました。 委員長・副委員長が決定されましたので、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは、荒井委員長、酒井副委員長、柴﨑管理者のお三方は、お席の移動をお願いいたします。 （両委員が委員長、副委員長席、柴﨑管理者が事務局席に移動）
事務局	これより、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第6条により、荒井委員長を議長とし、議事の進行をお願いいたします。
荒井委員長	それでは、これより、わたくしが議事を進行させていただきます。 コロナウイルスの影響を考慮し、短時間で進めたいと思います。皆様のご協力をお願いします。 それでは、当委員会条例の第 8 条の規定に基づきまして、会議の運営

	のうち、会議の公開と、会議録作成及び公開について、皆様とコンセンサスを図っておきたいと思います。 会議の公開と会議録の考え方について、事務局から素案の提示がありますので、説明をお願いします。
事務局	会議の公開と会議録の作成及び公開方針につきましては、資料 3、資料 4 の要領にしてまとめてございますので、資料に沿ってご説明いたします。まず、会議の公開について、資料 3、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会公開要領（案）を参考にご説明いたします。 第 2 条第 1 項前段のとおり、会議は原則公開といたします。ただし、委員長又は委員の発議により非公開の議決をしたときは公開しないことにしたいと考えております。同条第 2 項で公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならないとしておりますが、非公開の理由としては、会議の議題や審議内容とする予定はございませんが、土地所有者との契約状況などの特定の個人情報が出る場合などを想定しております。 第 3 条、委員会開催の周知については、開催の 1 週間前までに公表いたします。なお、今回の検討委員会につきましても、検討委員会公開要領（案）に準じ、事前に委員会開催の周知を組合ホームページで周知しております。 第 4 条、傍聴できる者では、何人も傍聴できるとしており、朝霞・和光両市民に限らず、広く公開の門戸を開くこととしております。 第 5 条、傍聴定員及び傍聴席の確保では、会議室の広さを勘案して定員を定めるものとしております。可能な限り、柔軟な対応ができればよろしいのではないかと考えております。 第 6 条から第 9 条では、傍聴者に関する事項でございまして、第 6 条は傍聴の手続について、第 7 条では傍聴席以外の入場の禁止、第 8 条では傍聴席に入ることができない者、第 9 条では傍聴者の守るべき事項を定めております。 第 10 条、撮影・録音等の禁止では、傍聴者は録画録音の禁止、写真撮影は事前許可を要することとしております。 第 11 条では、傍聴者には、委員長、事務局の指示にしたがっていただくものとし、第 12 条では、非公開とした場合や要領違反の場合には退場していただくこととしております。 第 13 条では、会議録に関する内容については、次の、資料 4 の 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議録の作成

及び公開に関する要領(案)をご覧ください。
第 2 条、会議録の作成については、全文記録とし、会議録には発言者の氏名又は職名を記載するものとしております。
第 3 条では、会議録に記載する主な事項を列挙しておりますが、様式第１号により作成するものといたします。
第４条では、会議録は議長が確認をし、署名するものとしております。
第５条では、会議録は、原則公開とすることとし、朝霞和光資源循環組合情報公開条例の不開示情報、これは、個人に関する情報などのことでございますが、これが含まれるときは、非公開又は部分公開とすることとしております。会議録は組合事務室に備え置くとともに、組合ホームページへ掲載することといたします。
説明は以上でございますが、委員の皆さまの意見を伺い、会議及び会議録の方針を整えていければと考えております。以上です。

荒井委員長　ありがとうございます。まず、資料３の会議の公開について、原則公開とし、個人情報を取り扱うような場合には、都度公開・非公開について確認とするというのが、事務局からの説明でした。
委員の皆さま、ご意見等ございますか。
（各委員より「異議なし」とあり）

荒井委員長　ご異議がありませんので、資料３の要領のとおり取り扱うものといたします。
次に、会議録についてですが、原則全文記録とし、発言者の氏名又は職名を記載するとのことでした。
また、会議録の作成にあたっては、委員長が確認後、ホームページへ公開するとのことでした。
委員の皆さま、ご意見等ございますか。
（各委員より「異議なし」とあり）

荒井委員長　ご異議ありませんので、資料4の要領のとおり取り扱うものといたします。
それでは次に事務局に問い合わせます。本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。

事務局　３名いらっしゃいます。
（事務局が傍聴者を傍聴者席に案内）

荒井委員長　傍聴者の皆様、お待たせしました。
本日は、第1回の検討委員会ということで、委員会運営について決定するまでの間、お待ちいただきました。
大変お待たせして申し訳ございませんでした。
なお、次回からは、原則として会議冒頭から傍聴していただけますの

で、今回はご了承をお願いします。

7. 諮問

荒井委員長　それでは、議事を進行します。

次第の「7 諮問」について、事務局から説明をお願いします。

事務局　次第の「7 諮問」につきましては、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例第 2 条の規定に基づきまして、柴﨑管理者より荒井委員長に諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、諮問書をお渡しする際に、朝霞和光資源循環組合の記録として、写真撮影をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

（柴﨑管理者より荒井委員長に諮問書が渡され、写真撮影）

事務局　ありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、柴﨑管理者は次の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

（柴﨑管理者退席）

8. 議題

(1)事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要について

荒井委員長　それでは、次第の「8 議題」の「(1)事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要について」に移ります。

事務局からの説明をお願いします。

事務局　それでは、事業経緯及びごみ処理広域化基本構想の概要についてご説明いたします。資料 5、「朝霞和光資源循環組合　事業経緯とごみ処理広域化基本構想の概要」をご覧ください。

まず、1 ページ目でございますが、当組合の概要を記載しております。当組合につきましては、朝霞市と和光市の共同処理施設整備のため、協議会でのおよそ 1 年半の検討期間を経て、昨年の 10 月に設立された特別地方公共団体となってございます。令和 10 年度の稼働を目指しております、ごみ広域処理施設の計画策定から整備事業、稼働後の管理運営事業を朝霞市、そして和光市と連携しながら進めてまいります。1 ページの中央の表に、両市の人口を記載しておりますが、社会全体として人口減少が共通の課題となっている中で、両市ともに、人口は増加傾向が続いておりまして、総合計画や総合戦略における人口推計においても、今後 20 年はその傾向が続くものと試算されております。

2 ページをご覧ください。両市のごみ処理の現状につきましては、現在、それぞれが所有しております「朝霞市クリーンセンター」、そして「和光市清掃センター」において、一般廃棄物の中間処理を各市単独で行

っております。両市が保有するごみ焼却処理施設の現状を申し上げますと、「老朽化による処理能力の低下」や、「維持管理コストの増加」が両市共通の課題となっておりまして、厳しい財政状況の中ではありますが、優先順位を踏まえた修繕を重ね、運転管理を行っている状況でございます。今後、予期しない故障等により、ごみの受入れが滞ることのないよう、早期の建て替えが求められてきたところでございます。一方、周辺自治体では、新座市、志木市、富士見市を対象とした志木地区衛生組合や、蕨市、戸田市を対象とした蕨戸田衛生センター組合が、すでにごみの広域処理を実施している状況でもございます。また、環境省や埼玉県におきましても、環境負荷の低減や、廃棄物から発生する熱エネルギーの効率的な回収、そして財政負担の低減などを目的として、「ごみの広域処理」を推進しており、その検討が交付金の要件にもなっているところでございます。こういった朝霞市、和光市の現状や、社会情勢等を踏まえまして、今から 3 年前の平成 30 年 8 月に、朝霞市と和光市において、「ごみ広域処理に関する基本合意書」が取り交わされ、建設用地を和光市内とした焼却処理施設の共同建設に向けた検討が、進められてまいりました。また、当組合の設立に先立ち、昨年の令和 2 年 5 月には、資料 7 としてお配りしております「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、両市のごみ処理広域化の基本的な考え方、枠組みが取りまとめられ、当組合に事業が引き継がれたものでございます。

続いて３ページをご覧ください。ここからは、ごみ処理広域化基本構想の主なポイントについて、抜粋してご説明させていただきます。

まず、広域処理の基本方針でございます。広域処理を進めるにあたりまして、両市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、4 つの基本方針を定めております。

まずは、基本方針 1 として、経済性・効率性を確保したごみの広域処理体制を構築することとしております。

次に、基本方針 2 としまして、安心・安全、そして安定的な広域処理体制の構築を目指し、確立された技術による信頼性の高い広域処理施設の整備を目指すものとしております。

次に、基本方針 3 として、廃棄物エネルギーの有効利用と、省エネルギー、また再生可能エネルギーの導入により、環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指すものとしております。そして、基本方針 4 として、環境学習機能の付加や周辺地域との連携・協力により、地域社会に貢献できる広域処理施設の整備を目指すものとしております。施設整備基本計画におきましても、施設整備の基本コンセプトを設定してま

いりますが、この基本構想における考え方を踏まえながら、検討していければと思っております。
次に、4 ページをご覧ください。
こちらでは、整備を検討する広域処理施設の処理対象ごみと、整備施設の規模についてご説明させていただきます。
こちらは、冒頭にもありましたように、老朽化が進んでいる焼却施設の更新が急務となっていることから、「燃やすごみ」が主な対象となりますが、「燃やせないごみ（不燃ごみ）」と「粗大ごみ」についても、中間処理の工程の中で、焼却施設へ投入する残渣物が多く発生することから、広域処理施設の処理対象に含め、合わせて施設整備を行うものとしております。その他の「びん・かん」や「プラスチック」といった資源ごみにつきましては、段階的に、効率的な広域処理体制を目指し、将来的には、全てのごみ種について、広域処理が実現できるよう、引き続き検討していくこととしております。
また、将来における年間ごみ排出量の処理に必要となります施設規模につきましては、焼却施設が日量 173t、不燃・粗大ごみ処理施設が日量 15tとなっております。こちらの施設規模につきましては、両市ともに、人口推計の見直しが行われておりますので、最新のデータを用い、事務局で精査を行いまして、第 2 回の委員会において、ご報告させていただく予定でございます。下の広域処理を行う業務範囲では、イラストを用いて、ごみの分別、排出から処理までの流れを表しております。当組合において広域処理を行う範囲については、赤でお示ししている「中間処理」と「資源化・処分」となっております。
なお、「収集・運搬」については、他のごみ広域処理を行う団体においても、福祉関連施策と連携した戸別収集を実施している例が多く、両市においても地域コミュニティと密接な住民サービスでありますので、当面の間は、広域処理の業務範囲には含めず、両市が協力して、実施していく方針としております。
次に 5 ページをご覧ください。
こちらは、広域処理に向けて調整が必要となる事項として、ごみの分別区分や収集運搬体制等について、基本構想で整理した方針を記載しております。
まず、両市の分別区分になります。こちらは概ね一致した内容となっておりますが、令和 10 年度稼働予定の広域処理施設での受入体制や、整備する施設の仕様に関する内容もあるため、十分な周知期間を考慮した上で、統一を図ってまいりたいと考えております。
次に、収集運搬体制でございますが、収集方法や収集回数に違いはな

いため、現状の体制を維持するものとしております。
また、当初の段階では共同処理の範囲には含めておりませんが、安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築する観点から、継続して検討していくこととしております。
3 点目の搬入車両台数への対応でございますが、両市ともに、ごみ処理施設への直接搬入による車両台数が、土日や年末年始、年度末など、特定の期間に集中することが常態化しております。
このことから、車両が 1 箇所に集中することにより、周辺交通への影響が懸念されるところでもありますので、施設整備の際には、敷地内に十分な待機動線を確保することや、受付方法の工夫として、事前予約制による台数制限などについても、今後検討していくこととしております。
次に 6 ページをご覧ください。
こちらは、広域処理施設の建設予定地を示した図となります。建設地は、現在の和光市清掃センターの道路を挟んだ向かい側となりますが、赤の破線で囲っている範囲を予定しておりまして、およそ 2.5 ヘクタール、2 万 5 千平方メートルとなっております。建設用地の選定については、ごみ処理広域化基本構想で整理されておりますが、和光市の旧ごみ焼却場の跡地や、清掃センター駐車場が含まれており、不足分については、周辺の土地所有者のご協力を賜りながら、周辺農地等を含めて必要面積を確保することとしております。
また、本事業に伴う周辺環境への影響について調査分析を行うため、今年の夏から、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として、周辺地点における環境測定作業に着手したところでございます。こちらについては、施設整備基本計画の検討と併せまして、来年度には施設仕様を踏まえた予測、影響分析を行ってまいります。
また、建設用地の周辺環境としましては、土地改良による農地が広がっている他、福祉施設が隣接しております。
また、敷地の北側には河川があり、ハザードマップにおいても浸水が想定されておりますので、浸水対策や周辺環境との調和、建設予定地の上部を走る送電線への対応も重要となってまいります。
次に、7 ページをご覧ください。
こちらは、広域処理施設稼働までの事業スケジュールとなっております。今年度から令和 4 年度にかけましては、測量や地質調査、生活環境影響調査などの各種調査と並行しまして、本委員会での審議を踏まえ、「施設整備基本計画」を策定してまいります。
そして、令和 4 年度の後半には、「都市計画変更の手続き」を行いまして、「事業者選定」の準備に着手し、令和 5 年度中に事業者を選定、令

和 6 年度から 9 年度にかけまして、「実施設計」、「施設整備」を進め、令和 10 年度の稼働開始に向けて取り組んでいきたいと考えております。
次に、8 ページをご覧ください。
こちらは、本委員会で審議いただきたい主な論点をお示しさせていただいております。委員会での主な審議については、第 2 回以降となってまいりますが、基本的には、事務局から議題と審議内容をご提示させていただき、委員の皆様からのご意見をいただきながら、施設整備の方向性、あり方について具現化していければと考えております。
最後になりますが、本日資料 7 としてお配りしております「ごみ処理広域化基本構想」につきましては、詳細な説明は割愛させていただきますが、今後の委員会での審議内容に応じて、ご確認をいただければと思います。
説明は以上となります。

荒井委員長　ありがとうございます。
事業経緯と、ごみ処理広域化基本構想についての説明でした。
ごみ処理広域化基本構想については、朝霞市と和光市において、ごみ処理広域化の枠組みを検討し、策定されたものとなっています。
今回の建設検討委員会では、この基本構想を踏まえつつ、さらに議論を一歩前へ進め、施設整備の基本事項について検討することになりますが、委員の皆さまから何か確認しておきたいことやご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。
他委員からの発言が無いため、私からの質問で、8 ページになりますが、審議していただきたい主な事項について審議して基本計画に反映するということですが、委員の皆様については、事務局から議題と審議内容を事前に提出されて、それについてそれぞれ委員の意見を委員会として取りまとめる作業をするとこいうことでしょうか。

事務局（　基本的に事務局で資料を作成し、審議していただきますが、その他必要な視点や気付いた点があればご意見をいただきまして、事務局の中で検討していきたいと思います。

荒井委員長　ありがとうございました。基本的には事務局で資料を作成し、それについて議論を重ねて運営していくことになります。他にありますか。

大村委員　3 ページの基本方針で、決定している話のため質問になりますが、災害に対する確認事項ですが、基本方針 2 の安全安心とは災害時であっても安定的に処理が出来るということか、災害廃棄物の対応に関することなのか、分かりかねるところがあります。
また、基本方針 4 に地域社会の貢献について、環境学習機能が施設

	内あるとのことですが、災害時の避難場所を兼ねているなどがあるのか教えて頂きたいと思います。
荒井委員長	ありがとうございました。具体的には 3 点、基本方針 2 の安心安全は災害に対してのことでもあるかについて、基本方針 4 の学習機能の付加について具体的にどのようなことなのか。地域社会に貢献できるということも具体的なことの一つではあります。また、地域社会への貢献については避難場所ということもあるということでその辺りについてご説明をよろしくお願いします。
事務局	災害廃棄物に関しては、新施設で処理することも想定しています。両市の災害廃棄物の量も見込んで受入れられる体制にしていきたいと考えております。こちらの区域が浸水想定区域になっており、5m程度の浸水が荒川氾濫時には想定されており、現段階ではその中でピットの嵩上げや二段ピットにする、搬入口をスロープで高くするなどにより施設自体が水没することがないような考え方があります。環境学習機能の地域貢献というこうことですが、現段階では地域の方が避難できるところまでは想定していません。地域の方の学習機能やごみ処理についての啓発機能を持つようなものを考えています。今後もこの検討委員会の中で必要ということであれば、盛り込んでいきたいと考えております。
荒井委員長	ありがとうございます。ただいま質問のあったことについて、内容が難しいものもありますが、主旨を踏まえて皆さんと検討していきたいと思います。
宮脇委員	生活環境影響調査について先ほど既に着手とのことでしたが、7 ページのスケジュールを見ると本委員会の審議対象外と書かれていますが、生活環境影響調査の内容についての情報提供はこの検討委員会の中であるのでしょうか。多少でも参考になる方が良いのかと思いました。
荒井委員長	ありがとうございました。生活環境影響調査は、この委員会で審議する基本的事項を決めてそれを生活環境影響調査で実施していきますので、いわばこの委員会と生活環境影響調査は一括りということでございます。 この考えについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	生活環境影響調査は施設整備基本計画と非常に密接な関係を持っています。今現在調査を進めているものについては、まず現況調査というところで、早く着手しても 1 年間の調査期間が必要であることから既に着手しているところであります。 実際に来年度以降、評価をしていく際には施設整備基本計画で検討

する施設の仕様などを踏まえて詳細に評価をすることになりますので、生活環境影響調査の進捗など皆様が分かるような形で、時期を見計らいながら提供したいと思います。

荒井委員長　予測評価については来年度以降で、今年は現況調査を行い、その情報については適宜提供していただけるとのことです。それでは今後生活環境影響調査と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

他にご意見が無いようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

(2)委員会スケジュールについて

荒井委員長　それでは、次に進みます。

次第の 8 の「(2)委員会のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、ごみ広域処理施設建設検討委員会のスケジュールについてご説明いたします。資料 6 の、「ごみ広域処理施設建設検討委員会スケジュールについて(案)」をご覧ください。建設検討委員会につきましては、来年の令和 4 年 8 月までの計 7 回を予定しております。関連する事業の進捗にもよりますが、おおよそ 2 か月に 1 回の頻度で開催させていただきまして、「ごみ広域処理施設整備基本計画」における主な論点について、事務局より資料を提示させていただき、委員の皆様にご審議をお願いできればと考えております。第 2 回から第 4 回にかけましては、主な論点の検討と併せまして、プラントメーカーへのヒアリングや市場調査を実施させていただく予定でございます。また、第 6 回までの審議結果を踏まえ策定してまいります「ごみ広域処理施設整備基本計画」の素案に対しまして、パブリックコメントを実施させていただく予定でございます。最後の第 7 回会議では、答申の内容と合わせまして、パブリックコメントの内容についても議題とさせていただく予定でございます。資料には、現在予定している議題の案をお示ししておりますが、委員の皆様からのご意見や、委員会での審議の内容を踏まえまして、運営してまいります。また、第 2 回検討委員会の日程につきましては、10 月の第 3 週、11 日月曜日から始まる週を予定しております。こちらについては、決定次第、早めに委員の皆様へご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

荒井委員長　今後の委員会について、第 7 回まで行われる予定とのことです。それぞれの回については資料及び協議の内容を議論しますが、本日指摘がありました災害対策や地域貢献、生活環境影響評価など委員から指摘があった事項についてはそれぞれの回に説明や議論を進めていき

たいと思います。
（各委員からの発言なし）

荒井委員長　とりあえず第１回は概要の説明であり、第２回以降は皆様の意見を聞きながら進めていくことになります。それではスケジュールについては事務局の提案のとおり進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（各委員より「異議なし」とあり）

荒井委員長　ありがとうございます。それでは、委員会で各委員から提示のあった事項について配慮し、盛り込んでいくことをお願いしたいと思います。

（3）その他（次回の日程、内容等について）

荒井委員長　最後に次第の８の「（3）その他」ですが、事務局から何かありますか。

事務局　事務局から２点、ご連絡いたします。
まず１点目ですが、委員報酬及び費用弁償についてとなります。こちらは、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第２条の規定に基づき、出席１日につき、委員長8,000円、委員7,000円とし、会議開催の翌月20日に、ご登録いただく口座に、実費となる費用弁償と合わせてお支払いをさせていただきます。
なお、先日お渡しさせていただいております必要書類につきましては、会議終了後、事務局までご提出いただければと思います。
次に２点目となりますが、ホームページへの委員名の掲載についてとなります。本日、委員の委嘱を行い、第１回会議が終了したことを知らせるため、委員として、皆様のお名前をホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。
事務局からは以上となります。

荒井委員長　ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かご質問はありますか。
（各委員からの発言なし）

荒井委員長　委員報酬と費用弁償の問題と名前をお出しすることをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。他に特に無いようでしたら、本日の議事については以上となります。進行を事務局にお返します。

事務局　荒井委員長、議事進行ありがとうございました。以上を持ちまして第１回朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を閉会させていただきます。
本日は、委員の皆さまにおかれましては、長時間に渡り、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

9. 閉会

以上